

令和2年特(わ)第858号等 外国為替及び外国貿易法違反等被告事件

被告人 大川原化工機株式会社

被告人 大川原 正 明

被告人 島 田 順 司

証拠調べ請求書

令和3年6月21日

東京地方裁判所刑事第13部 御中

弁 護 人 高 田 剛



弁 護 人 鄭 志



弁 護 人 河 村 尚



弁 護 人 瀬 川 慶



弁 護 人 小 林 貴 樹



頭書事件について、下記の通り、証拠取調べを請求する。

記

1 弁48号証

証拠の標目：実験結果報告書

作成者：枝村長武、三好啓之

作成年月日：令和3年6月21日

立証趣旨：粉体の状態の大腸菌を、摂氏50度、9時間の条件で乾熱処理しても、大腸菌は死滅しないこと等

2 弁49号証

証拠の標目：実験結果報告書

作成者：枝村長武、三好啓之

作成年月日：令和3年6月21日

立証趣旨：噴霧乾燥器 RL-5 において、大腸菌を噴霧乾燥した後、9時間の乾熱運転を実施しても、同装置内部に残留する粉体中の大腸菌は死滅しないこと等

3 弁50号証

証拠の標目：実験結果報告書

作成者：枝村長武、三好啓之

作成年月日：令和3年6月21日

立証趣旨：噴霧乾燥器 L-8i において、大腸菌を噴霧乾燥した後、9時間の乾熱運転を実施しても、同装置内部に残留する粉体中の大腸菌は死滅しないこと等

4 ~~弁51号証~~ → 弁（人）2号証

証拠の標目：枝村長武（大川原化工機株式会社株式会社 エンジニアリング部）

住所：神奈川県川崎市麻生区王禅寺西8-21-9

尋 問 時 間：1 2 0 分

立 証 趣 旨：噴霧乾燥器の基本的構造、種類、動作等に関連する事項、本件噴霧乾燥器及びこれらにより製作した粉体を使用した実験（弁1、弁2、弁3、弁4、弁18、弁19、弁48、弁49及び弁50）の内容、手順、手法及び結果その他実験に関連する事項、平成28年5月頃から7月頃にかけてのシステック等とのやりとり等に関連する事項等

2 ~~弁52号証~~ → 弁（人）3号証

証拠の標目：三好啓之（大川原化工機株式会社株式会社 製造メンテナンス部）

住 所：神奈川県横浜市泉区和泉中央南3丁目27番5号グリーンカーサ和泉B202号室

尋 問 時 間：1 2 0 分

立 証 趣 旨：本件噴霧乾燥器及びこれらにより製作した粉体を使用した実験（弁48、弁49、弁50）の内容、手順、手法及び結果その他実験に関連する事項等

以 上